

ダイレクトドライブモータ製品の輸出について

該非説明書の発行停止と輸出についての注意事項

当カスタマーサポート閉鎖に伴い、2016年4月以降、DDM関連製品の該非説明書の発行依頼をお請けできません。大変、恐縮では御座いますが、以降の当該製品の該非判定につきましては輸出者様ご自身にて行って頂きますようお願い申し上げます。

当社が提供してまいりました DDM 関連製品または技術を、国境を越えて輸出される場合、あるいは非居住者に提供される場合、「外国為替及び外国貿易法及び関連法令(外為法等)」に規程されることにより、経済産業大臣の輸出許可が必要になる場合があります。

必要な許可を取得せずに輸出したり、危険な用途、危険な相手などへ不正に輸出を行なうと、関係法による罰則及び行政処分を科せられる場合がありますので、ご注意願います。

<輸出貿易管理令・外国為替令に該当する製品例>

当社 DDM 関連製品において、2015 年 10 月 1 日時点の法令により輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 項に該当する製品、および外国為替令別表の 1 から 15 項に該当する技術は、次のとおりです。

- リニアサーブ LMxxx シリーズの一部製品
- DD ステージ DDSTAGE の一部製品
- 大型 X-Y ステージの一部製品
- 形名 LP11S11、LP11S22(レーザーポジショナー)と形名:SMD22A、SMD33A、SM22A、SM33A、PSERV01U
(以上、平面モータ)の製品など

※法令改正等により、記載されていない製品または部品が該当となる場合もあります。

参考のための判定対象項目とその内容を列挙しておきます。

【貨物】

- ①DD モータ (現行と同形名の製品については安川電機にお問合せ願います(横河電機出荷品を含む))

自主撤退品の旧形名及びブレーキ付製品及び一部の特注製品が対象です。

- ・輸出貿易管理令別表第 1 の 6 の項(8) / [貨物等省令 第 5 条 第十号ロ]

判定対象は位置決め角度の精度になりますが、弊社製品は全て非該当になります。

- ②リニアモータ、平面モータ

- ・輸出貿易管理令別表第 1 の 6 の項(8) / [貨物等省令 第 5 条 第十号イ]

判定対象は直線上の位置決め精度になります。一部の特注製品を除いて非該当です。

一方、平面モータは該当になります。

- ③各種ドライバー(DD モータ用、リニアモータ用、平面モータ用)

- ・輸出貿易管理令別表第 1 の 8 の項 / [貨物等省令 第 7 条第一号、三号、四号、五号]

判定対象はドライバーのデジタル電子計算機としての機能/能力ですが、全て非該当です。

- ④レーザーポジショナー、平面モータの反射鏡

・輸出貿易管理令別表第1の10の項(5) / [貨物等省令 第9条第九号]

判定対象はレーザー光を使用して測長を行う製品の反射鏡ですが、非該当です。

⑤レーザーポジショナー、平面モータの半導体レーザー発振器

・輸出貿易管理令別表第1の10の項(8) / [貨物等省令 第9条第十号]

判定対象はレーザー光を使用する製品の半導体レーザー発振器ですが、非該当です。

【技術】は貨物省令の項目に対応する外為令にて判定願います。

・各種ドライバには動作させるためのプログラムが内蔵されています。

<注意事項>

- ・輸出法規制の最終責任は輸出者にあります。最終的にお客様の責任において、輸出可否のご判断あるいは許可の取得をいただけますようお願いいたします。
- ・輸出関係法令は、国際協定、国際約束等により改正されることがあります。時事最新の法令情報を入手のうえ、輸出相手国及び貿易仲介国の法規制等も十分に調査のうえで、適法な輸出を行ってください。
- ・当社製品の輸出が原因で罰則または行政処分を受けられた場合でも、当社がいかなる責任も負いかねます。
- ・法令では仲介輸出、三国間輸出も規制対象とされていますため、本国(日本)を経由しない迂回輸出についても、お客様の責任において安全保障輸出管理をお願いいたします。
- ・米国商務省の産業安全保障局 (BIS: Bureau of Industry and Security)が規定する輸出管理規則(EAR: Export Administration Regulations)に関しましても、いかなる責任も負いかねます。